

○広島県警察シンボルマーク及びシンボルマスコットに関する訓令

平成7年11月1日

本部訓令第26号

改正 令和5年8月本部訓令第26号

警察本部

警察学校

各警察署

広島県警察シンボルマーク及びシンボルマスコットに関する訓令を次のように定める。

広島県警察シンボルマーク及びシンボルマスコットに関する訓令

(目的)

第1条 この訓令は、広島県警察のシンボルマーク及びシンボルマスコット（以下「シンボルマーク等」という。）の制定及び使用に関し必要な事項を定め、もって県民の理解と協力を支えられ、県民の期待にこたえる県警察の確立に資することを目的とする。

(シンボルマーク)

第2条 シンボルマークの図柄及び主旨は、別図1のとおりとする。

(シンボルマスコット)

第3条 シンボルマスコットの基本図柄及び主旨は、別図2のとおりとする。

2 愛称は、「メイプル君」とする。

(一部改正〔令和5年本部訓令第26号〕)

(使用)

第4条 シンボルマーク等の使用に関して必要な事項は、別に定める。

(管理)

第5条 シンボルマーク等は、総務部広報課が管理する。

(一部改正〔令和5年本部訓令第26号〕)

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年8月30日本部訓令第26号)

この訓令は、令和5年9月1日から施行する。

別図1

シンボルマーク	
主旨	広島県の花と木である「もみじ」をもとに、「HiroshimaPolice」の頭文字

	「HP」をあしらい、デザインした。
カラー印刷の場合	
モノクローム印刷の場合	

備考 DICは大日本インキナンバー（特色）を、（ ）内の％は、C～青・M～赤・Y～黄の、3色分解近似値を、スミベタは黒色を示す。

別図2

シンボルマスコット	
主旨	広島県の花と木である「もみじ」の擬人化をモチーフに、県民の安全を守る警察官を明るくイメージし、デザインした。愛称は、図柄のもみじを英語に訳し、親しみやすいように「メイプル君」と名付けた。

<p>カラー印刷の場合</p>	<p>青色 DIC99(C90%)</p> <p>黄色 DIC567(M20+Y90%)</p> <p>白色</p> <p>黒色 DIC582</p>
<p>モノクローム印刷の場合</p>	<p>スミアミ</p> <p>スミベタ</p>

備考 DICは大日本インキナンバー（特色）を、（ ）内の%は、C～青・M～赤・Y～黄の、3色分解近似値を、スミベタは黒色を、スミアミは黒の網かけを示す。